

令和8年 年末の交通事故防止運動

神奈川県実施要綱

令和8年12月11日（金）～12月20日（日）

スローガン

～ 飲みません 今日は私が ハンドルキーパー ～

年末の
交通事故防止運動
12/11金～20日

交通事故から
子どもを守りましょう

交通安全

交通事故ゼロの神奈川

神奈川県交通安全対策協議会
神奈川県・市町村・神奈川県警察

神奈川県交通安全対策協議会



目 的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛けることを目的としています。

運 動 重 点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 二輪車及び自転車の交通事故防止
- 3 横断歩行者等の交通事故防止
- 4 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

期 間

実施期間

令和8年12月11日（金）から

令和8年12月20日（日）



運動重点に関する主な推進事項

飲酒運転の根絶

- 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 飲酒運転を助長する環境の根絶とハンドルキーパー運動の推奨
- 令和6年11月に施行された「自転車の酒気帯び運転」の罰則対象化に関する広報啓発を推進し、自転車の交通安全対策を実施する。



二輪車及び自転車の交通事故防止

- 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ブランクを経て再び二輪車に乗り始めたリターンライダーへの再教育の推進
- 神奈川県は、周辺都県と比べ、二輪車の保有割合が高く、通勤等に利用することが多いことから、県内の交通事故等の特性を踏まえた交通事故防止教育の推進
- 自転車の交通反則通告制度と自転車安全利用五則の周知及び遵守徹底
- 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について、理解促進に努める
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用（特にヘルメット着用促進と交通ルール）に関する広報啓発の推進



横断歩行者等の交通事故防止

- 「※KEEP38プロジェクト」や速度抑制施策「ゆっくり走ろうプロジェクト」により、歩行者優先の機運を高め、安全運転を促進するとともに、交通指導取締り等を推進する。
- 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認することを促す呼び掛けの推進
- 各世代における交通安全教育の中で、高齢者の行動特性の理解や、反射材用品等の積極的な普及・啓発を促進する



夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間以内における横断中の歩行者の死亡事故が多い等）を踏まえた交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 反射材の着用促進

重点の取り組み方

令和8年度神奈川県交通安全県民運動事業計画の「各季の運動の取り組み事項」に準ずるものとします。



交通安全県民運動事業計画

KEEP38 プロジェクト：横断歩行者の保護を目的とした「道路交通法第38条」の交通ルールを正しく理解し、その法の遵守を表明して模範運転をすることにより、歩行者優先の機運を高めて安全運転の促進を図る取組

推進要領（関係機関等）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、運動の周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙(誌)・機関紙(誌)を発行するときは、努めて交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

交通安全協会等交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンの開催やSNS等を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。



教育機関・団体の推進する事項

- 参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- 学校では、「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。



道路管理者・鉄道事業者等の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロール等を強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

警察の推進する事項



- 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 高齢者やこどもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者等への交通安全教室を積極的に推進します。
- 交通情報板等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。



神奈川県くらし安全交通課公式ホームページ



～交通安全・防犯のタイムリーな情報を発信～
神奈川県くらし安全交通課公式X（旧Twitter）



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課
電話番号 045—210—1111(代)